

# 訴 状

2021年1月24日

東京地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士 渡 辺 輝 人

行政文書不開示決定取消等請求事件

訴訟物の価額 金160万円

貼用印紙の額 金1万3000円

# 当 事 者 目 録

〒 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]  
原 告 和田 裕一

〒604-0857 京都市中京区蒔絵屋町 280 ヤサカ烏丸御所南ビル 4 階  
京都第一法律事務所（送達場所）  
原告訴訟代理人 弁護士 渡辺輝人  
TEL: [REDACTED] FAX: [REDACTED]

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1 丁目 1 番 1 号  
被 告 国  
上記代表者法務大臣 古川 禎久  
処分行政庁 出入国在留管理庁長官 佐々木 聖子

## 請 求 の 趣 旨

- 1 処分行政庁が、原告に対し、令和3年11月1日付でした、令和3年8月20日受付第148号の行政文書開示請求に対する不開示決定を取り消す。
  - 2 処分行政庁は、原告に対し、別紙記載の文書の開示決定をせよ。
  - 3 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決を求める。

## 請 求 の 原 因

### 1 当事者

原告は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「法」という。）に基づき、行政文書の開示請求を行った市民である。

### 2 原告のなした開示請求

原告は、令和3年3月、名古屋出入国在留管理庁において死亡したスリランカ人女性ウィシュマ・サンダマリさんの事件に関心を持ち、令和3年8月19日に、以下の内容で、法3条および4条にしたがって、以下の内容で開示請求を行った（同庁令和3年8月20日受付第148号）。

本開示請求受付の日までに行われた、名古屋出入国在留管理局におけるスリランカ人女性の死亡事例に関する開示請求について、①その開示・非開示の決定をなすに至った検討・意思決定プロセスの分かる一切の文書（たとえば起案原義、決裁書、会議記録、他省庁、内閣総理大臣、国务大臣等とのやりとりの分かる文書）、②開示・不開示決定の日時・内容が分かる一切の文書。

### 3 処分行政庁の不開示決定

これに対し、処分行政庁は、令和3年11月1日、法9条2項の規定に基づくとして、以下の理由を挙げ、不開示決定を行った(入管庁総第2547号。以下、「本件処分」という。甲1)。

- (1) 上記1の行政文書には、開示請求者等の氏名、住所、電話番号、開示請求日、開示請求受理日、開示請求内容、処分内容等が記録されており、これらは個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、法第5条第1号に該当することから、当該情報が記録されている文書全体を不開示とした。
- (2) 上記1の行政文書には、開示請求の処分に関する職員の意見等が記録されており、これは国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、これらを公にすることにより、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれ又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものであり、開示請求に関する事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあり、法第5条第5号及び同条第6号柱書きに該当することから、当該情報が記録されている部分を不開示とした。
- (3) 上記1の行政文書には、開示請求者からなされた開示請求内容やそれに対する処分内容等が記録されており、公にすることによって、開示請求者の意図に反して、その内容を開示することとな

り、その結果として、当庁に対する信頼が損なわれ、開示請求事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同条第6号柱書きに該当することから、当該情報が記録されている文書全体を不開示とした。

#### 4 本件処分の違法性

しかしながら、上記本件処分は違法であることが明白である。

(1) 原告は、原告以外の、原告がなした開示請求以前に行われた行政文書開示請求について、処分行政庁が有する文書の開示を請求したものであるが、過去に原告が行った同様の開示請求の前例では、内閣府に対し「桜を見る会」について同様の開示請求を行った際、過去の開示請求者の個人情報のみをマスキングして開示決定を受けている。被告がいう理由の第1は、開示請求者の個人情報(通例の書式であれば、住所、氏名、電話番号、連絡先)をマスキングすれば足り、「文書全体を不開示」とする理由にはならない。

(2) 被告は不開示とする理由の第2として、「開示請求の処分に関する職員の意見等が記録されて」いることを挙げたうえで、「これは国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報である」とし、さらに「これらを公にすることにより、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれ又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」として法5条5号及び同条6号柱書きに該当すると結論する。

しかし、本来、情報公開制度は、国民が行政プロセスの妥当性・正当性をチェックすることを前提としており、現に、法1条は、「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全う

されるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」と定めているところ、本件処分の理由の如き主張により不開示にすることが可能になれば、法の目的および理念は無に帰する。

さらに、(1)で述べたように、他省庁が決裁書等の開示を行っている事実があるにもかかわらず、処分行政庁のみが、「率直な意見交換が不当に損なわれるおそれ又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」を殊更に主張するとすれば、処分行政庁のみが、いわゆる「不都合な真実」を有しているから、と解釈するほかなくなる。極言すれば、処分行政庁は、当該スリランカ人女性の死亡事件について、処分行政庁に極めて不利な真実を有しており、かつそれを隠蔽せんと企図しているとさえ受け取れるものである。

判例も、「(法5条)5号にいうおそれは抽象的な危険性・可能性では足りず、客観的かつ具体的な危険性・可能性があることを要すると解すべきである」(平成26年12月11日大阪地方裁判所判決)と示しているところであり、被告の主張はこの点でも違法不当である。

- (3) 被告は第3の理由として、「公にすることによって、開示請求者の意図に反して、その内容を開示することとな」というが、これも(1)で述べた通り、他省庁においてすでに個人情報を除く部分が開示されており、かかる取扱いは実務としても一般的であると考えられることから、失当である。

## 5 まとめ

よって、原告は、処分行政庁が原告に対して行った本件処分の取り消しと開示の義務付けを求め、本訴を提起した。

## 証 拠 方 法

甲 1 行政文書不開示決定書(令和 3 年 11 月 1 日付入管庁総第 2547 号)

## 附 属 書 類

- 1 訴状副本 1 通
- 2 甲号証写し 2 通
- 3 資格証明書 1 通
- 4 訴訟委任状 1 通

以上

(別紙)

令和3年8月20日受付第148号の行政文書開示請求にかかる下記の行政文書(ただし一般市民の個人情報の部分を除く)

記

令和3年8月20日までに行われた、名古屋出入国在留管理局におけるスリランカ人女性の死亡事例に関する開示請求について、①その開示・非開示の決定をなすに至った検討・意思決定プロセスの分かる一切の文書(たとえば起案原義、決裁書、会議記録、他省庁、内閣総理大臣、国会議員等とのやりとりの分かる文書) ②開示・不開示決定の日時・内容が分かる一切の文書

以上